

十時梅厓による書画の仲介

——内田蘭渚宛書簡を手がかりに——

はじめに

江戸中期、大坂を中心に活躍した文人の十時梅厓（1749～1804）は、伊藤東所に儒学を、大谷永庵・趙陶齋に書法を学ぶ。

伊勢長島藩主の増山正賢（1754～1819）が大坂城御加番を務めていた際、陶齋の紹介により同藩に仕え、天明四年（1784）長島へ赴任し、寛政十二年（1800）に致仕して大坂に戻る。その間、往復は幾度もしていたであろう。

実は、梅厓は書画の仲介を行っていた。本稿では、

- 基本資料とする名古屋の豪商内田蘭渚（1747～1833）宛梅厓書簡二十一通の年次を確定することで、安定的な利用を可能にする。

• 蘭渚宛書簡の内容を踏まえ、書画の仲介の具体的様相を明らかに

十時梅厓による書画の仲介

にする。

- 仲介の重要性を指摘する。

一 内田蘭渚宛書簡二十一通の年次確定

明治年間、『名古屋市史資料』『名家書翰集』として旧家所蔵の書簡が謄写された。その中に内田家蔵の蘭渚宛梅厓書簡も含まれていた。原書簡は戦災で焼失しており、謄写とはいえ貴重である^①。しかし全書簡に年記がなく、一通は月付すらない。加えて現状の順番では内容的に繋がらない。したがって、一通ずつ内容を吟味し年代を確定しなければ活用しがたい。

これまでに、「名家書翰集」収録の蘭渚宛書簡については、鶴田武良・橋爪節也・岸野俊彦の各氏と神谷の論考に言及があった。

鶴田武良氏「校刊『十時梅厓書簡』上」（『國華』一〇三九号、一

神谷勝広

九八一年一月・同「校刊『十時梅屋書簡』下」〔「國華」一〇四〇号、一九八一年二月〕は、同書簡の価値を認め翻刻を行い、次のように述べた。

…全通とも年記を缺くが、その内容から、寛政十二年致仕以後のものと考えられる。…青木夙夜の卒したのが享和二年七月廿三日と確定できる…寛政年間末から享和にかけて、京阪ではすでに書画会が盛んであったこと、その他京阪の文人の動静を傳えていることなど多くの資料を含んでいる。

全書簡を寛政十二年以降とすることは間違いだが、夙夜の死亡記事に言及した結果、「十二月十一日」付書簡が享和二年のものとして確定できている。なお、二通のものを一通として扱った箇所が一か所ある。

橋爪節也氏「十時梅屋の研究——「兼葭堂日記」ほか資料を中心に——」〔近世大坂画壇の調査研究Ⅱ、大阪市立博物館、二〇〇〇年〕は、梅屋を大坂文人画の先駆者の兼葭堂と大成者の米山人をつなぐ存在と見なす論考である。その中で「四月八日」付書簡を、聖護院宮の箕面参詣の記事等から、寛政十一年四月八日と判断している。

岸野俊彦氏「内田蘭渚と十時梅屋・木村兼葭堂」〔尾張藩社会の総合研究《第二篇》、清文堂出版、二〇〇四年〕は、兼葭堂関連の

書籍等の仲介を指摘し参考になる。そして、新たに六通の年代を明確にする。

「十二月十七日」付書簡、

この書簡は『画徴録』の出版が前提となっている。…墨湖没年が寛政十二年なので、この書簡は寛政十一年十二月十七日と特定できる。

「二月二十六日」付書簡、

蘭渚の父親は…享和元年三月に上方遊歴に出、三月三十日には大坂の木村兼葭堂を訪問していた。…享和元年二月二十六日のものとみてよいであろう。

「三月二十六日」付書簡、

蘭渚の父親の駒屋東六の上方遊歴中であること、小澤盧庵が享和元年七月に死去していることから、この書簡は享和元年三月二十六日のものである。

「四月十一日」付書簡も、「三月二十六日」付書簡との内容的関わりから、享和元年と見なしている。

「九月二十一日」付書簡、

風月堂に依頼された「諸用文通」を五枚送ったといっている。

蘭渚の日記の享和元年十月一日には「梅屋先生より来書、書札板下五枚、同法帖志帖、画帖六幀来る」等の記事がある。…

この書簡は享和元年九月十一日で、名古屋の蘭渚に十月一日に着いたものである。

「十月十日」付書簡も、「九月二十一日」付書簡と内容的に繋がるので、同年と判断している。

近時、神谷「秋成『哭梅厓子』を読む」(『日本文学』二〇一五年九月号)は、秋成『金砂』を梅厓が校訂していたことを明らかにするが、その中で「七月五日」付書簡を、秋成の大坂来寓と兼葭堂の他界の記述を根拠に、享和三年のものとした。

これら九つの指摘に対して、異論は出ないであろう。

月日付

確定された年次

四月八日 寛政十一年(1799)

十二月十七日 寛政十一年

二月二十六日 享和元年(1801)

三月二十六日 享和元年

四月十一日 享和元年

九月二十一日 享和元年

十月十日 享和元年

十二月十一日 享和二年(1802)

七月五日 享和三年(1803)

さて結論的にいえば、残り十二通を含めた二十一通は、寛政十一

年の六通・享和元年の八通・享和二年の三通・享和三年の四通のものであった。

では、寛政十二年の書簡(「四月八日」付書簡・「四月十九日」付書簡・「七月二十日」付書簡・「九月十五日」付書簡・「十月十五日」付書簡・「十二月十七日」付書簡の六通)について説明する。「四月八日」付書簡・「十二月十七日」付書簡は寛政十一年で確定していた。「四月八日」付書簡の「来る十一日桜宮神主宅におゐて、例之大煎茶会」と「四月十九日」付書簡の「去る十一日桜宮茶筵の節」は内容的に繋がる。「七月二十日」付書簡の「お俊伝兵衛など評判よろしく」は、寛政十一年六月の大坂・藤川勝次郎座「猿曳門出諷」のことであろう。「九月十五日」付書簡の「帰路皆川へ小幘預け置帰申候」と「十月十五日」付書簡の「淇園小幘出来差上申候」は、「四月十九日」付書簡に見える執筆依頼と関わる。

次に、享和元年の書簡(「二月二十六日」付書簡・「三月二十六日」付書簡・「四月十一日」付書簡・「九月二十一日」付書簡・「九月二十四日」付書簡・「十月五日」付書簡・「十月十日」付書簡・「十一月四日」付書簡の八通)について述べる。既に「二月二十六日」付書簡・「三月二十六日」付書簡・「四月十一日」付書簡・「九月二十一日」付書簡・「十月十日」付書簡は享和元年で確定。「九月二十四日」付書簡には「僕儀来月中に転宅」とあるが、「十月五日」

付書簡に転居に関する部分が見いだせる。「十月五日」付書簡には「泉州左野へ参申候、当月中は滞在に候」とあり、「十一月四日」付書簡にも「先日十三日泉州へ罷越、漸此比罷帰申候」と合致する記述が存する。これらは享和元年「十月十日」付書簡とも矛盾なく繋がる。

享和二年書簡（「二十二日」付書簡・「八月二十五日」付書簡・「十二月十一日」の三通）のうち、「十二月十一日」付書簡は享和二年で決着している。「二十二日」付書簡には「今日鳴海へ罷越申度」とあるが、これは蘭渚日記（享和二年八月二十二日）の記述「今夕梅屋先生来話」に合致する^②。「八月二十五日」付書簡の「明日期拜礼候」も日記（享和二年八月二十六日）の記述「梅屋君来話」に適合する。

享和三年書簡（「二月十二日」付書簡・「六月十八日」付書簡・「七月五日」付書簡・「八月二十二日」付書簡の四通）のうち、既に「七月五日」付書簡は享和三年で確定。この書簡の「費晴湖何卒御謀を以御取替奉願上候」は、「二月十二日」付書簡の「費晴湖横ものもとせ遣し候、何卒小西かた拙者名前有之と御取替被下候」と内容的に繋がる。「六月十八日」付書簡も「当年は陶斎先生十七年」「片山北海も十三年」とある二つの年忌から、享和三年で決まる。「八月二十二日」付書簡の「茶史などはやふ」部御越奉希上候」は、

「七月五日」付書簡の「茶史、五部計、注文有之候へば」と呼応する。

ここまでの考証結果を時間軸にそって、次に示す。

- 寛政十一年四月八日
- 寛政十一年四月十九日
- 寛政十一年七月二十日
- 寛政十一年九月十五日
- 寛政十一年十月十五日
- 寛政十一年十二月十七日
- 享和元年二月二十六日
- 享和元年三月二十六日
- 享和元年四月十一日
- 享和元年九月二十一日
- 享和元年九月二十四日
- 享和元年十月五日
- 享和元年十月十日
- 享和元年十一月四日
- 享和二年八月二十二日
- 享和二年八月二十五日
- 享和二年十二月十一日

享和三年二月十二日

享和三年六月十八日

享和三年七月五日

享和三年八月二十二日

全書簡の年月日が確定できたことで、今後は安定的に利用できる。

では続いて、仲介の具体的様相を見ていく。梅屋はどのように仲介を行っていたのか。

二 仲介の具体的様相

実際の仲介にあたっては、「価格設定」「情報提供」「トラブル対応」「作者確保」が必須であろう。

A、価格設定——相場と御買い得品——

寛政十一年四月十九日付書簡に、次のようにある。

：先日も申上候通御画帖誰くへと御望可被下候、尤五岳または月溪・淇園・夙夜之類は大かた小幀にても銀一両または南一位の謝義いたし候事に御座候、文人は一向左様成事には及不申候、此段御推察可被下候、皆川などは近年けしからすうり申事に御座候御一咲：

福原五岳（1730～1799）は、京都で池大雅に学び、後に

十時梅屋による書画の仲介

大坂へ出て活躍した画家。月溪（1752～1811）は、呉春とも号し、京都の金座年寄の松村家に生まれたが、蕪村・応挙に師事する。皆川淇園（1734～1807）は、京都の著名な儒者、詩文や書画にも優れる。青木夙夜（生年未詳～1802）は、大雅の門人である。彼らの書画の相場が示されている。仲介する上で相場感をしっかり持っていることは不可欠である。

その後、興味深い記述が存在する。淇園への批判である。実は、寛政十一年四月八日付書簡によれば、当時淇園は祇園町の妓女を身請けし別宅で囲い、金に窮していた。そのため、自分の書いた軸物に値段をつけて売り出した。この淇園の行動に対して梅屋は怒っているのである。文人自ら露骨に書画へ値段をつけるとは何事か、ということであろう。

右のような意識が示されたものとして、たとえば、曲亭馬琴の文政元年（1817）七月二十九日付鈴木牧之宛書翰がある。

：山東子の謀に倣ひ、無拠画賛は何程、扇面は何程、しきしたんざくは何程と、潤筆を定め申候。是甚しき野鄙なる事にて、文人の為に笑れ候事に候へども：

定価をつけた画賛の販売は、文人たちに笑われる行為だとする。^③

このような意識は、当時強く存在していた。文人は、自分の書画を「売る」のではなく「贈る」のであり、相手も「買う」のではな

く「御礼をする」という形を取ることが、仮に立て前であっても守られるべきであった。ここに仲介が必要となる根本的理由が存在する。

では、その相場を踏まえつつ、どう顧客に売り込むのか。相場よりも御買得な価格を提示し、顧客を惹きつけるようなこともあったらしい。享和三年七月五日付書簡で、梅屋は蘭渚に、金が必要な状況であることをまず訴え、次にあげる品々が安価であることをほめかす。

…当節交代に付、右金入用…少々私もの御好物之品々も有之に付、御助成之思召を以御融通奉願度、態々如此候。

○私蘭之絵 秋成賛 三步式朱

○美人蘭横もの 百疋式朱

○同扇面 二枚 式朱

○大雅 山水 一両

○月溪 柳 秋成賛 式歩

右之通差上申候間、何卒金子三両御取替被下候様奉願上候、此度は必至心当態々人差上候程之事御推察御助力奉願上候…

池大雅（1723～1776）は、京都の人で、各地を旅し写生を行い、文人画を大成する。上田秋成（1734～1809）は、大坂で生まれ、後に京都へ移住、和歌・国学・小説等で活躍する。

彼らに関わる書画の価格が判明し興味深いが、おそらくこの値段は当時の相場よりは、かなり安くお得なのであろう。

ここで注意しておきたいことがある。文人は自分で値をつけるべきでない、という大前提を踏まえて、梅屋は淇園を非難している。しかし、梅屋も自分の画に値段をつけている。淇園のように露骨な公表をしたわけではないが、文人としては本来すべきではないことを自分がしているという、後ろめたさはあったかもしれない。

B、情報提供——皆川淇園の不人気——

寛政十一年四月八日付書簡では、

…被仰下候浜田希庵杏堂之画、甚此節せはしく候由にて漸さつと認めらい申候、洒落風韻有之候と存候、昨日も池田法橋新宅会にて書画雅客大集会、猶入念をたのみ置申候、水仙川氏は香川妹にて当年十八歳、容艶殊に大風韻にて、夫故美人をか、せ申候、春溪は猿かきの祖仙甥にはうしかきに御座候へとも当時は行はれ申候、今般差上申候五嶽之外、旭江など頼置申候、追々出来次第差上可申候、明後日は京円山会故、今日も新町東口大青楼と申泊楼にて大会有之…見当次第名家にか、せ可申と帖をこしらへ居申候…

梅屋はいくつもの書画会に足を運び、文人たちに接触する。浜田

希庵（1766～1815）は、杏堂と号し、大坂の医師だが、福原五岳に画を学んだ。香川氷仙（従来、生没未詳）は、大坂の人、画家香川素琴の妹で、美人画の上手さで知られる。春溪（生没未詳）も、大坂の人、森狙仙から教えを受ける。測上旭江（1773～1816）は、備前の生まれ、沈南蘋風の画を描く。

梅屋は、タイムリーな情報を収集する。「当時は行はれ申候」等の良い評価の情報は、購入希望者にも伝えやすい。だが、仲介者にとって一層大切なのは、悪い情報の提供である。同じ書簡に、先ほども述べた、淇園にまつわる悪い情報も出てくる。

淇園書画御好、是は何時にても出来申候、けしからぬ事にて近來祇園町妓落籍いたし別業を構へ申候、右之様成事故、甚貪りにて小幅大幅各価つけ不申候てかかぬと申事…皆々右にて大に卑み、大坂にてはとんと相手無之候、右に付明後日之田山会も誰も参人無之候…右に御かまひ無之候は、早々寸法為認差上可申候、猶御好之人物被仰越可被下候…

蘭渚は淇園の書画を望んでいたらしい。ところが、淇園の書画の価値が落ちかねない状況が発生してしまった。梅屋は、しつかり悪い情報を連絡した上で、淇園のまま「御かまひ無之」か、あるいは他に「御好之人物」がいるか、を尋ねている。このような情報提供を受けても、蘭渚は淇園に執着した。寛政十一年九月十五日付書

簡に「帰路皆川へ小幘預ケ置帰申候」、寛政十一年十月十五日付書簡でも「淇園小幘出来差上申候、是は南一謝礼遣し置申候、則受取手跡入御覧候」とあり、商談は滞りなく進められていく。

悪い情報もしっかり伝え、購入希望者の意思を確認の上、売買を完了させたら、証拠となる受取もすぐに見せると伝えている。

C、トラブル対処——中井竹山の中風——

享和元年九月二十一日付書簡からはトラブル対応の様子がわかる。

…中井竹山書之儀、竹山親密之門人へ相頼遣候処、此間より中風の気味、把筆成かたく、鴻池などより頼遣候品々も断に御座候、依之竹山替りに子息の遠蔵仙坡是へ竹山の詩をか、せ申候ては如何可有之哉…

○竹山の替り

○半斎 ○奥田松斎 ○篠崎長兵衛 ○けんか堂

右四人、又は京師皆川淇園は如何可有之候哉…いつれ竹山替りの名前早々可被仰下候相調可申候…

中井竹山（1730～1804）は、大坂懐徳堂主の儒者である。竹山の「親密之門人」から、竹山が中風気味であるとの情報が入る。梅屋は、すぐさま蘭渚に代案を提示する。細合半斎（1727～1803）は、伊勢の生まれ、上方で活躍した考証学の大家、趙陶斎

の教えを受ける。奥田松斎（1729～1807）は、姫路に生まれ、京都で岡白駒に漢学を学び、後に大坂で家塾を開く。篠崎長兵衛（1737～1813）は、号三島、大坂に生まれ、片山北海に師事する。木村兼葭堂（1736～1802）は、代々大坂北堀江で酒造業を営む商家だが、広く文人たちと交際した。この四人と淇園なら無理が利くと、梅屋は考えた。享和元年十月十日付書簡で、再度念押しをする。

：先日申上候通竹山は中風故、所詮出来不申候に付、外之人御頼御差図之上都合にいたし差上可申候、其節差上候うへにて御約束之御礼可被遣候：

蘭渚の希望を確認の上、「御約束之御礼」（実質的には代金）を受け取ろうとしている。迅速で誠実な対応といえる。

D、作者確保——安部侯・増山侯——

梅屋は多くの文人と交際し、顧客から注文があった場合、それに応えられるだけの人脈を持ち、しっかり作者を確保していた。そのことは先にあげた書簡内容から判明する。

しかし、さらに驚くべき事例も存する。蘭渚が二人の大名（長島侯・安部侯）の描いた画を希望してきた。しかも画題は蘭でという指定がついていた。相手は、通常の文人ではない。ところが、梅屋

はその注文にも応える。

享和元年九月二十一日付書簡、

：安部侯墨蘭之儀承知候、則近習之人へ懸合候処、此節は侯も抹茶のみ其他御用向繁、筆視之儀は兎角延引勝と申候、依之拙者珍藏之寄合書、

○長島侯 竹 ○安部侯 蘭

○董九如 梅 ○武田安芸守 菊

○稲垣若狭守 靈芝

右寄合書唐紙半切もの有之候：御好に候は、当所にて修覆申付、後便差上申候否御報可被下候。

：当侯蘭之儀承合可申候：

当侯（長島侯、梅屋の主君増山雪斎）の蘭図は、受け合っている。もちろん、表向きは「商品」ではなく「賜わり品」、「代金」ではなく「謝礼」という形を取ったはずである。

さて問題は、安部侯（岡部藩主）の蘭図であった。安部侯の「近習」に懸け合うが、安部侯は茶道に熱中しており、しかも仕事も多忙で、画を描く様子がなかった。そこで梅屋は、手元の在庫から安部侯の蘭図を含む「寄合書」を持ちだしてくる。長島侯の竹図、董九如（旗本で画家の井戸弘梁、花鳥画をよくした）の梅図、武田安芸守（未詳）の菊図、稲垣若狭守（近江山藩主）の靈芝図も描か

れたものだった。

梅厓が、主君の書画を仲介しただけでなく、他の大名の書画すら対応できたことには驚かされる。

三 仲介の重要性——創作と購入の活性化——

風雅を愛し世俗を嫌うはずの文人たちが、自作の書画に値段をつけ直接「商品」化することはしにくい。もし露骨に「商品」とすれば下卑た行為として批判を受ける。だが、生活が窮すれば、書画の創作もままならず、金も欲しくないわけではない。文人の抱える〈ジレンマ〉である。

一方、富裕な資産家の中で風雅を好む者たちは、書画に対する購入欲を高めていく。特に地方の豪商・豪農たちは京都や江戸などの文化へ強い憧れを持っていた。しかし彼らにも、〈ジレンマ〉がある。金と購入意欲はあるが、なかなか信頼できるつてがない。

二つの〈ジレンマ〉を乗り越えなければ、書画は広く社会へ浸透していかない。

ここで重要な役割を果たすのが仲介である。創作を担う文人に代わり、書画に絶妙な価格をつけ「商品」化し、それを購入意欲を持つ資産家へ売り、その売り上げから仲介料を取り、代金（立て前としては謝礼）を文人へ渡す。これによって、文人の創作意欲は持続

し、資産家の購入意欲も高まる。つまり、仲介は、創作と購入の両面を刺激し活性化させる。

今後、近世文芸研究においては、仲介の重要性にも注意を払うべきではないだろうか。

注

① 引用に関しては、名古屋市立鶴舞図書館蔵の謄写本に基づき、神谷が適宜句読点などを付し、片仮名を平仮名に、旧漢字を新漢字にした箇所がある。

② 岸野俊彦氏「史料紹介「内田蘭渚享和元年日記全」(上)」(名古屋芸術大学研究紀要「第二六卷、二〇〇五年」・同氏「史料紹介「内田蘭渚享和元年日記全」(下)」(名古屋芸術大学研究紀要「第二七卷、二〇〇六年」参照。

③ 馬琴の引用は、柴田光彦・神田正行編『馬琴書翰集成』(八木書店)によるが、適宜片仮名は平仮名にした。